

東京水産大学の東京移転についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年二月十日

参議院議長 河井彌八殿

青山正一

東京水産大学の東京移転についての質問主意書

一、東京水産大学の東京移転については、昨年七月十三日の次官会議において、一部は本年四月、残部は明年四月に完了のことに決定、関係者に言明せられた所であるにかかわらず、移転先には、未だ架橋工事にすら着手されていない現状より見て、既定の時期には移転実行不可能と認めざるを得ない。かくては、明年四月全部の移転完了にも疑惑なきを得ないのである。

政府は、この際、本件処理の経過と現状とを明示し、併せて本件既定計画実行について不安なきよう急速適切な措置を採るべきであると考えるが、これに対して所見を承りたい。